

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変世帯】

記入例

【要件1】世帯員のうち令和3年度住民税均等割が課税されている者が、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少していること。

【要件2】世帯員のうち令和3年度住民税均等割が課税されている者の「年収換算額」が「非課税限度相当限度額(収入)」以下であること
 ※【要件2】を満たさない場合でも、裏面【要件3】を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

申請書に記載した世帯員のうち、令和3年度住民税均等割が課税されている者についてのみ記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養している親族 ①	障害者控除等の適用 ②	任意の1か月で申し立てる場合、その年月 ③	任意の1か月分の収入④			年収換算額 D×12 ⑤
				給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】	
○○ ○○ ○○ ○○	1	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和3年 8月	120,000 円			1,440,000 円
パターン1 (収入で該当する方)							
△△ △△ △△ △△	1	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和3年 11月		140,000 円		1,680,000 円
パターン2 (所得で該当する方)							
		<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月				

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養している親族」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。
※扶養控除等申告書で届け出ている人数
- ②「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ③「任意の1か月で申し立てる場合、その年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ④「任意の1か月分の収入」欄には、③の月の収入を記入し、収入合計【A】+【B】+【C】を算出してください。

給与収入【A】	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】	※公的年金収入(非課税の公的年金は除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑤「年収換算額」欄には、④(収入合計【D】)を12倍した金額を記入してください。
(早見表)

①の扶養している親族の数に応じた状況	非課税相当限度額(収入)
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円

②「障害者控除等の適用」に応じた状況	非課税相当限度額(収入)
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

⑤「年収換算額」と「早見表」に応じた非課税相当限度額(収入)と比較し、⑤「年収換算額」が下回れば支給対象、上回った場合は所得での判定をしますので裏面「要件③」をご記入ください。

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

【要件3】世帯員のうち令和3年度住民税均等割が課税されている者の「年間所得見込額」が「非課税相当限度額（所得）」以下であること。

年間所得により申し立てる場合、要件2で年収換算額が非課税相当限度額（収入）を上回った者を記入してください。

	(フリガナ)	【収入】		【控除】			【所得見込】
	氏名	年収換算額 ⑤	給与所得控除額 ⑥	事業収入等の経費 ⑦	公的年金等控除 ⑧	控除合計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	年間所得見込額 ⑤-⑨ ⑩
1							
パターン1（収入で該当するため、本欄の記入は不要）							
2							
3	△△ △△ △△ △△	1,680,000		750,000		980,000	930,000
パターン2（所得で該当する方は、本欄を記入）							
4							

（記入上の注意）

⑤「年収換算額」欄には、表面の年収換算額（⑤欄）の額を転記してください。

⑥「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算し記入してください。

- ① 給与収入の年収換算額が162.5万円以下 → 55万円
- ② 給与収入の年収換算額が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③ 給与収入の年収換算額が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④ 給与収入の年収換算額が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑦「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑧「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑨「控除合計」欄には、控除の合計（⑥+⑦+⑧）を記入してください。

⑩「年間所得見込額」欄には、⑤「年収換算額」から⑨「控除合計」を引いた金額を記入してください。

（早見表）

(表面) ①の扶養している親族の数に応じた状況	非課税相当限度額（所得）
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	206.0万円
(表面) ②の障害者控除等の適用に応じた状況	非課税相当限度額（所得）
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

⑩「年間所得見込額」と「早見表」に応じた非課税相当限度額（所得）と比較し、⑩「年間所得見込額」が下回れば支給対象となります。

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用